

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年9月11日
【中間会計期間】	第43期中(自 2026年2月1日 至 2026年7月31日)
【会社名】	株式会社鎌倉新書
【英訳名】	Kamakura Shinsho, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長COO 小林 史生
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋二丁目14番1号
【電話番号】	03-6262-3521(代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 安保 一寛
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区京橋二丁目14番1号
【電話番号】	03-6262-3521(代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 安保 一寛
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第42期 中間連結会計期間	第43期 中間連結会計期間	第42期
会計期間	自 2025年 2 月 1 日 至 2025年 7 月31日	自 2026年 2 月 1 日 至 2026年 7 月31日	自 2025年 2 月 1 日 至 2026年 1 月31日
売上高 (千円)	4,017,221	4,596,025	8,335,519
経常利益 (千円)	590,017	808,338	1,165,155
親会社株主に帰属する 中間(当期)純利益 (千円)	384,036	531,415	765,145
中間包括利益又は包括利益 (千円)	383,230	553,580	758,934
純資産額 (千円)	3,410,299	6,078,633	6,348,952
総資産額 (千円)	5,033,073	7,711,091	8,100,497
1 株当たり中間(当期)純利益 (円)	10.36	12.90	20.49
潜在株式調整後 1 株当たり 中間(当期)純利益 (円)	-	12.80	-
自己資本比率 (%)	66.2	75.1	75.1
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	663,010	473,020	1,305,960
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	513,417	171,705	804,676
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	748,091	881,823	1,618,157
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (千円)	1,474,659	3,614,481	4,193,500

(注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 第42期中間連結会計期間ならびに第42期の潜在株式調整後 1 株当たり中間(当期)純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社および当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社における異動は、以下のとおりであります。

当中間連結会計期間において、株式会社エイジプラスの100%子会社（当社の孫会社）であったユウテル株式会社は、連結子会社である株式会社エイジプラスを存続会社とする吸収合併により消滅したため連結の範囲から除外しております。また、株式会社 3 6 6 の株式取得に伴い、連結の範囲に含めています。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

経営成績の状況

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に、緩やかな回復基調が継続しております。しかしながら、海外の経済・物価動向、資源価格の動向、企業の賃金・価格設定行動など、先行きは依然として不透明な状況であります。

当社グループは、わが国の高齢社会の進展に伴うさまざまな社会課題の解決をミッションとして、さまざまな情報やサービスを提供しています。長期にわたる高齢化の進展や、少子化・都市への人口集中など日本社会を取り巻く大きな環境の変化は、家族関係の変化や単身世帯の増加などを生み出しており、そうしたことを背景にいわゆる「終活」に対する社会的関心は高まりを見せております。

このような状況のなか、当社グループは、従前からのお墓・仏壇・葬儀といった事業に加え、相続や不動産等のアセットマネジメント事業、介護事業、全国の地方自治体との取り組みである官民協働事業など新たなサービスを積極的に行うことで、わが国における「終活インフラ（＝国民の生活と支える基盤）」の構築を目指しております。

当期においては、介護事業の売上高が前年同期比で+59.2%、官民協働事業の売上高が同+34.1%と、新たなサービスが大きく伸長しております。また、従前からの葬祭事業においても、売上高が前年同期比+20.8%と堅調に推移しております。

この結果、当中間連結会計期間の業績は、売上高は4,596,025千円（前年同期比14.4%増）、営業利益799,430千円（前年同期比35.3%増）、経常利益808,338千円（前年同期比37.0%増）、親会社株主に帰属する中間純利益531,415千円（前年同期比38.4%増）となりました。

なお、当社は終活事業の単一セグメントであるため、セグメント別の業績の記載をしておりません。

財政状態

(流動資産)

当中間連結会計期間末の流動資産は、5,329,691千円（前連結会計年度末比466,430千円減）となりました。主な要因としては、現金及び預金の減少580,187千円、売掛金の増加45,958千円、前払費用の増加42,281千円であります。

(固定資産)

当中間連結会計期間末の固定資産は、2,381,399千円（前連結会計年度末比77,055千円増）となりました。主な要因は、ソフトウェアの増加165,784千円、保険積立金の減少89,650千円であります。

(流動負債)

当中間連結会計期間末の流動負債は、1,270,907千円（前連結会計年度末比109,483千円減）となりました。主な要因は、未払金の減少35,024千円、1年内返済予定の長期借入金の減少30,539千円、未払消費税等の減少24,765千円であります。

(固定負債)

当中間連結会計期間末の固定負債は、361,550千円（前連結会計年度末比9,604千円減）となりました。主な要因は、保証履行引当金の減少64,195千円、長期借入金の増加38,715千円、長期預り金の増加20,596千円であります。

(純資産)

当中間連結会計期間末の純資産は、6,078,633千円（前連結会計年度末比270,318千円減）となりました。主な要因は、利益剰余金の減少292,484千円であり、自己資本比率は75.1%であります。

キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間の現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末より579,019千円減少し、3,614,481千円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とその要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間において営業活動により得られた資金は、473,020千円（前年同期は663,010千円の収入）となりました。これは主に、法人税等の支払額233,136千円の支出要因があったものの、減価償却費の計上133,263千円、税金等調整前中間純利益804,246千円の増加要因があったためであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間において投資活動により使用した資金は、171,705千円（前年同期は513,417千円の支出）となりました。主な支出要因は、有形及び無形固定資産の取得による支出277,586千円、保険積立金の解約による収入97,205千円であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間において財務活動により使用した資金は、881,823千円（前年同期は748,091千円の支出）となりました。主な支出要因は、配当金の支払額823,899千円であります。

（２）会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

（３）経営方針・経営戦略等

当中間連結会計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

（４）優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間連結会計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

（５）研究開発活動

該当事項はありません。

３ 【重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	96,000,000
計	96,000,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (2026年7月31日)	提出日現在 発行数(株) (2026年9月11日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	41,194,972	41,194,972	東京証券取引所 (プライム市場)	単元株式数は100株で あります。
計	41,194,972	41,194,972	—	—

(注) 「提出日現在発行数」の欄には、2026年9月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

	第10回新株予約権
決議年月日	2026年5月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	受託者 コタエル信託株式会社 (現 フロンティア信託株式会社)
新株予約権の数(個)	10,700
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,070,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注) 1
新株予約権の行使期間	自 2027年4月1日 至 2077年3月31日 (注) 2
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

新株予約権の発行時(2026年6月8日)における内容を記載しております。

(注) 1. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、金1円とする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換、株式移転または株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

2. 権利行使請求期間の最終日が当社の休日に当たる場合は、その前営業日を最終日とする。

3. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件に関する事項

- (1) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。また、当社と契約関係のある信託会社が新株予約権者である場合において、当該信託会社を受託者とする信託の信託財産に属する新株予約権に係る受益者が確定した後、当該受益者に対する当該新株予約権の交付前に当該受益者が死亡したときは、当該受益者に交付すべき新株予約権の権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。
- (2) 当社と契約関係のある信託会社が新株予約権者である場合において、当該信託会社を受託者とする信託の信託財産に属する新株予約権について受益者が確定しないまま当該信託に係る契約が終了したとき、当該新株予約権の権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。
- (3) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合、下記7.(1)における「当社取締役会が別途定める日」以降、当社と契約関係のある信託会社を受託者とする信託の信託財産に属する新株予約権の行使は認めないものとし、当該合併契約、当該会社分割、当該株式交換、当該株式交付または当該株式移転の効力発生日の時点で当社と契約関係のある信託会社を受託者とする信託の信託財産に属する新株予約権は消滅するものとする。
- (4) 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使は認めない。
- (5) 新株予約権1個未満の行使は認めない。
- (6) 新株予約権者は、新株予約権の交付時において、当社、当社子会社または関連会社（制度対象グループ会社）の取締役、執行役、監査役、従業員の地位を有していなければならない、原則、交付後10日以内に権利行使を行うものとする。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。ただし、当社と契約関係にある信託会社が新株予約権者である場合にはこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記4.(6)に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。ただし、当社と契約関係にある信託会社が新株予約権者である場合にはこの限りではない。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社またはその親会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記1で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3.(1)に準じて決定する。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (7) その他新株予約権の行使の条件
上記4に準じて決定する。
- (8) 新株予約権の取得事由及び条件
上記5に準じて決定する。
- (9) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2026年2月1日～ 2026年7月31日	—	41,194,972	—	1,671,864	—	1,440,937

(5) 【大株主の状況】

2026年7月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社かまくらホールディングス	東京都千代田区一番町14番2号 パークコート一番町901号	13,783	33.5
S O M P Oホールディングス株式会社	東京都新宿区西新宿1丁目26番1号	4,119	10.0
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区赤坂1丁目8番1号	2,709	6.6
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	2,291	5.6
株式会社S M B C信託銀行 管理信託 (A 0 1 9)	東京都千代田区丸の内1丁目3 - 2	1,600	3.9
株式会社S M B C信託銀行 管理信託 (A 0 2 0)	東京都千代田区丸の内1丁目3 - 2	1,600	3.9
THE BANK OF NEW YORK 133652 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	BOULEVARD ANSPACH 1, 1000 BRUSSELS, BELGIUM (東京都港区港南2丁目15番1号)	1,309	3.2
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	240 GREENWICH STREET, NEW YORK, NY 10286, U.S.A. (東京都港区港南2丁目15番1号)	861	2.1
清水 祐孝	東京都千代田区	800	1.9
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	240 GREENWICH STREET, NEW YORK, NY 10286, U.S.A. (東京都港区港南2丁目15番1号)	428	1.0
計	—	29,504	71.62

(注) 前事業年度末時点で主要株主であった清水 祐孝は、2026年8月14日付の臨時報告書(主要株主の異動)にてお知らせのとおり、当中間会計期間において、主要株主ではなくなりました。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2026年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 —	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 41,163,100	411,631	1単元の株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 31,872	—	—
発行済株式総数	41,194,972	—	—
総株主の議決権	—	411,631	—

【自己株式等】

該当事項はありません

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当中間連結会計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第1編及び第3編の規定により第1種中間連結財務諸表を作成しています。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(2026年2月1日から2026年7月31日まで)に係る中間連結財務諸表について、なぎさ有限責任監査法人による期中レビューを受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2026年 1 月31日)	当中間連結会計期間 (2026年 7 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,204,668	3,624,481
売掛金	1,344,489	1,390,447
有価証券	99,747	99,963
製品	1,868	1,749
仕掛品	2,174	1,936
貯蔵品	2,005	4,238
仕掛販売用不動産	-	31,133
販売用不動産	-	3,061
前払費用	129,559	171,840
仮払金	5,177	8,921
その他	23,514	9,554
貸倒引当金	17,083	17,638
流動資産合計	5,796,121	5,329,691
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	165,927	164,829
構築物（純額）	2,156	-
工具、器具及び備品（純額）	43,446	56,078
船舶（純額）	126,106	118,786
土地	73,336	73,336
その他（純額）	992	744
有形固定資産合計	411,965	413,774
無形固定資産		
ソフトウェア	559,922	725,707
ソフトウェア仮勘定	325,021	302,486
のれん	250,628	276,713
その他	1,143	1,143
無形固定資産合計	1,136,716	1,306,051
投資その他の資産		
投資有価証券	226,459	227,407
繰延税金資産	188,863	162,188
保険積立金	89,650	-
敷金及び保証金	166,743	164,674
長期前払費用	15,841	38,210
供託金	56,031	57,000
その他	12,071	12,092
投資その他の資産合計	755,661	661,573
固定資産合計	2,304,344	2,381,399
繰延資産	32	-
資産合計	8,100,497	7,711,091

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2026年 1 月31日)	当中間連結会計期間 (2026年 7 月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	519	2,198
支払備金	32,312	26,128
責任準備金	206,586	191,496
1年内返済予定の長期借入金	54,214	23,674
未払金	502,948	467,924
未払法人税等	280,352	258,694
未払消費税等	118,538	93,772
前受金	139,199	138,037
賞与引当金	4,520	4,480
預り金	40,159	61,952
その他	1,038	2,546
流動負債合計	1,380,390	1,270,907
固定負債		
長期借入金	-	38,715
役員退職慰労引当金	6,800	6,950
退職給付に係る負債	46,488	51,979
資産除去債務	628	628
繰延税金負債	9,890	-
長期前受金	1,168	697
保証履行引当金	306,180	241,984
長期預り金	-	20,596
固定負債合計	371,155	361,550
負債合計	1,751,545	1,632,458
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,671,864	1,671,864
資本剰余金	1,440,937	1,440,937
利益剰余金	2,972,702	2,680,218
株主資本合計	6,085,505	5,793,021
新株予約権	190,905	190,905
非支配株主持分	72,541	94,707
純資産合計	6,348,952	6,078,633
負債純資産合計	8,100,497	7,711,091

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2025年 2 月 1 日 至 2025年 7 月31日)	当中間連結会計期間 (自 2026年 2 月 1 日 至 2026年 7 月31日)
売上高	4,017,221	4,596,025
売上原価	1,867,188	2,005,360
売上総利益	2,150,033	2,590,665
販売費及び一般管理費	1,559,308	1,791,234
営業利益	590,724	799,430
営業外収益		
受取利息	1,309	5,049
有価証券利息	519	1,165
為替差益	-	1,489
保険解約返戻金	889	7,564
その他	905	750
営業外収益合計	3,624	16,018
営業外費用		
支払利息	449	194
為替差損	1,060	-
支払手数料	2,821	3,569
その他	-	3,345
営業外費用合計	4,331	7,110
経常利益	590,017	808,338
特別損失		
固定資産売却損	1,143	-
固定資産除却損	6,674	3,534
その他	-	556
特別損失合計	7,818	4,091
税金等調整前中間純利益	582,198	804,246
法人税、住民税及び事業税	208,497	233,881
法人税等調整額	9,530	16,784
法人税等合計	198,967	250,666
中間純利益	383,230	553,580
非支配株主に帰属する中間純利益又は非支配株主に 帰属する中間純損失（ ）	805	22,165
親会社株主に帰属する中間純利益	384,036	531,415

【中間連結包括利益計算書】

	(単位：千円)	
	前中間連結会計期間 (自 2025年 2 月 1 日 至 2025年 7 月31日)	当中間連結会計期間 (自 2026年 2 月 1 日 至 2026年 7 月31日)
中間純利益	383,230	553,580
中間包括利益	383,230	553,580
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	384,036	531,415
非支配株主に係る中間包括利益	805	22,165

(3) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2025年 2 月 1 日 至 2025年 7 月31日)	当中間連結会計期間 (自 2026年 2 月 1 日 至 2026年 7 月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	582,198	804,246
減価償却費	92,751	133,263
長期前払費用償却額	18,102	22,708
のれん償却額	25,360	40,447
貸倒引当金の増減額（ は減少）	55	554
賞与引当金の増減額（ は減少）	516	40
退職給付に係る負債の増減額（ は減少）	2,830	5,491
受取利息及び受取配当金	1,310	5,050
有価証券利息	519	1,165
支払利息	449	194
為替差損益（ は益）	1,060	1,489
固定資産除却損	6,674	3,534
売上債権の増減額（ は増加）	130,552	45,562
棚卸資産の増減額（ は増加）	1,166	35,672
役員退職慰労引当金の増減額（ は減少）	5,240	150
固定資産売却損益（ は益）	1,143	-
預り金の増減額（ は減少）	116	4,330
前受金の増減額（ は減少）	26,961	1,426
前払費用の増減額（ は増加）	2,682	50,949
未払金の増減額（ は減少）	4,098	9,721
未払費用の増減額（ は減少）	2,844	54,376
未払消費税等の増減額（ は減少）	2,369	26,573
保証履行引当金増減額（ は減少）	23,347	64,195
支払備金の増減額（ は減少）	7,948	6,184
責任準備金の増減額（ は減少）	17,842	15,089
その他	4,454	15,565
小計	825,377	701,301
利息の受取額	1,310	5,050
利息の支払額	449	194
法人税等の支払額又は還付額（ は支払）	163,228	233,136
営業活動によるキャッシュ・フロー	663,010	473,020
投資活動によるキャッシュ・フロー		
長期前払費用の取得による支出	17,000	3,327
定期預金の払戻による収入	-	1,168
有形固定資産の取得による支出	41,254	34,338
有形固定資産の売却による収入	1,890	-
無形固定資産の取得による支出	191,667	243,248
有形固定資産の除却による支出	-	929
敷金及び保証金の差入による支出	3,456	1,111
敷金及び保証金の回収による収入	-	230
保険積立金の積立による支出	6,352	-
保険積立金の解約による収入	51,344	97,205
事業譲受による支出	2 306,920	2 -
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	-	3 13,637
供託金の預入による支出	-	1,000
その他の収入	-	9
投資活動によるキャッシュ・フロー	513,417	171,705

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2025年 2 月 1 日 至 2025年 7 月31日)	当中間連結会計期間 (自 2026年 2 月 1 日 至 2026年 7 月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	6,582	57,924
配当金の支払額	741,509	823,899
財務活動によるキャッシュ・フロー	748,091	881,823
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,060	1,489
現金及び現金同等物の増減額（　は減少）	599,558	579,019
現金及び現金同等物の期首残高	2,074,218	4,193,500
現金及び現金同等物の中間期末残高	1 1,474,659	1 3,614,481

【注記事項】

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書)

前中間連結会計期間において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「保険解約返戻金」は、金額的重要性が増したため、当中間連結会計期間より独立掲記することとしました。

この表示方法の変更を反映させるため、前中間連結会計期間の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前中間連結会計期間の連結損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた1,794千円は、「保険解約返戻金」889千円、「その他」905千円として組替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前中間連結会計期間において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「棚卸資産の増減額（は増加）」は、金額的重要性が増したため、当中間連結会計期間より独立掲記しています。

この表示方法の変更を反映させるため、前中間連結会計期間の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前中間連結会計期間の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた5,620千円は、「棚卸資産の増減額（は増加）」1,166千円、「その他」4,454千円として組替えております。

(中間連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2025年2月1日 至 2025年7月31日)	当中間連結会計期間 (自 2026年2月1日 至 2026年7月31日)
役員報酬	88,498千円	97,912千円
広告宣伝費	772,583 "	897,167 "
給料及び手当	146,621 "	163,945 "
減価償却費	92,751 "	133,263 "

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2025年2月1日 至 2025年7月31日)	当中間連結会計期間 (自 2026年2月1日 至 2026年7月31日)
現金及び預金	1,485,827千円	3,624,481千円
預入期間が3か月を超える定期預金	11,168 "	10,000 "
現金及び現金同等物	1,474,659千円	3,614,481千円

2 事業の譲受により増加した資産及び負債の主な内訳

前中間連結会計期間（自 2025年2月1日 至 2025年7月31日）

前中間連結会計期間において、株式会社エイチームライフデザインからのライフドット事業の譲受により増加した資産及び負債の内訳並びに事業の譲受価額と事業譲受による支出との関係は次のとおりであります。

流動資産	18,234千円
固定資産	95,170千円
のれん	209,668千円
流動負債	13,073千円
事業の譲受価額	310,000千円
現金及び現金同等物	3,080千円
差引：事業譲受による支出	306,920千円

当中間連結会計期間（自 2026年2月1日 至 2026年7月31日）

該当事項はありません

3 株式の取得により新たに連結子会社になった会社の資産及び負債の主な内訳

前中間連結会計期間（自 2025年2月1日 至 2025年7月31日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2026年2月1日 至 2026年7月31日）

当中間連結会計期間において株式の取得により新たに株式会社366を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに子会社の取得価額と子会社取得のための収入（純額）との関係は次のとおりであります。

流動資産	20,091千円
固定資産	29,749千円
のれん	66,532千円
流動負債	29,262千円
固定負債	86,943千円
株式の取得価格	168千円
現金及び現金同等物	13,806千円
差引：取得のための収入	13,637千円

（株主資本等関係）

前中間連結会計期間（自 2025年2月1日 至 2025年7月31日）

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年4月18日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	741	20.00	2025年1月31日	2025年4月21日

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2026年 2月 1日 至 2026年 7月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年 4月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	823	20.00	2026年 1月31日	2026年 4月27日

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

(連結子会社による孫会社の吸収合併)

当社は、2025年12月11日開催の取締役会において、2026年 2月 1日を効力発生日として、当社の連結子会社である株式会社エイジプラスが、同社の100%子会社(当社の孫会社)であるユウテル株式会社を吸収合併することを決議し、2026年 2月 1日付で吸収合併いたしました。

吸収合併の概要は、次のとおりであります。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

(吸収合併存続会社)

結合当事企業の名称 株式会社エイジプラス
事業の内容 介護施設あっせん事業

(吸収合併消滅会社)

結合当事企業の名称 ユウテル株式会社
事業の内容 介護施設あっせん事業

(2) 企業結合日

2026年 2月 1日

(3) 企業結合の法的形式

株式会社エイジプラスを存続会社、ユウテル株式会社を消滅会社とする吸収合併方式

(4) 結合後企業の名称

株式会社エイジプラス

(5) その他取引の概要に関する事項

本合併の目的は、今後の高齢社会の進展に伴う社会課題に対応するため、株式会社エイジプラスに経営資源を集約し、業務を効率化することで、当社グループの介護事業において、オンライン・オフライン両方で「No.1紹介プラットフォーム」を構築することを目指すものであります。なお、存続会社の商号、所在地、代表者、資本金及び決算期についての変更はありません。

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年 1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年 1月16日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施しております。

(株式取得による企業結合)

株式会社 3 6 6 の株式取得

当社は、2026年 6 月11日開催の取締役会において、株式会社 3 6 6 の株式を取得し、子会社化することについて決議し、同日付で株式譲渡取得契約を締結し、株式を取得しました。

1 . 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：株式会社 3 6 6

事業の内容：樹木葬・納骨堂事業

(2) 企業結合を行った主な理由

既存のお墓事業とのシナジーが見込まれるためであります。

(3) 企業結合日

2026年 7 月 6 日 (株式取得日)

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とした株式の取得

(5) 企業結合後の名称

変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

100.0%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価とした株式の取得により、株式会社 3 6 6 の議決権100.0%を取得したことによります。

2 . 当中間連結会計期間に係る連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

2026年 7 月 1 日から2026年 7 月31日

3 . 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価(現金)	168千円
取得原価	168千円

4 . 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等 3,854千円

5 . 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

発生したのれんの金額

66,532千円

発生原因

主として今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力によるものであります。

償却方法および償却期間

5 年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	20,091千円
固定資産	29,749千円
資産合計	49,841千円
流動負債	29,262千円
固定負債	86,943千円
負債合計	116,205千円

7. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当中間連結会計期間の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当中間連結会計期間における概算額の算定が困難であるため、記載しておりません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、終活事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2025年2月1日 至 2025年7月31日)	当中間連結会計期間 (自 2026年2月1日 至 2026年7月31日)
終活事業		
お墓事業	1,268,364	1,411,906
葬祭事業	727,002	878,339
仏壇事業	102,373	59,628
相続事業	314,269	335,724
介護事業	337,588	537,460
官民協働事業	469,891	630,154
少額短期保険事業	466,109	489,001
その他	314,979	233,164
終活関連書籍出版事業		
書籍事業	16,642	20,646
顧客との契約から生じる収益	4,017,221	4,596,025
その他の収益	-	-
外部顧客への売上高	4,017,221	4,596,025

(注)前中間連結会計期間において、「その他」に含めていた「墓じまい」は、当中間連結会計期間より「お墓事業」に含めることといたしました。この変更を反映させるため、前中間連結会計期間の組替えを行っております。この結果、前中間連結会計期間において、「その他」334,572千円に含めていた「墓じまい」19,592千円は、「お墓事業」1,268,364千円に含めるよう組替えております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間連結会計期間 (自 2025年 2 月 1 日 至 2025年 7 月31日)	当中間連結会計期間 (自 2026年 2 月 1 日 至 2026年 7 月31日)
(1) 1 株当たり中間純利益	10円36銭	12円90銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	384,036	531,415
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益 (千円)	384,036	531,415
普通株式の期中平均株式数(株)	37,075,474	41,194,972
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益	-	12円80銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益調整額 (千円)	-	-
普通株式増加数 (株)	-	318,586
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり 中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会 計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(注)2025年 1 月期中間期の潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年9月11日

株式会社鎌倉新書
取締役会 御中

なぎさ有限責任監査法人
大阪府大阪市

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 根 武 夫

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 真 鍋 慎 一

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社鎌倉新書の2026年2月1日から2027年1月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2026年2月1日から2026年7月31日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社鎌倉新書及び連結子会社の2026年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) １．上記の期中レビュー報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
２．XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。